

日吉津村都市計画マスタープラン

概要版



自然を活かしたまちづくり



農と住の調和したまちづくり



快適で安心して暮らせるまちづくり



参画と協働によるまちづくり

一人ひとりが輝き
夢はぐくむ村づくり

平成19年3月

日吉津村

都市計画マスタープランの役割

改定の背景

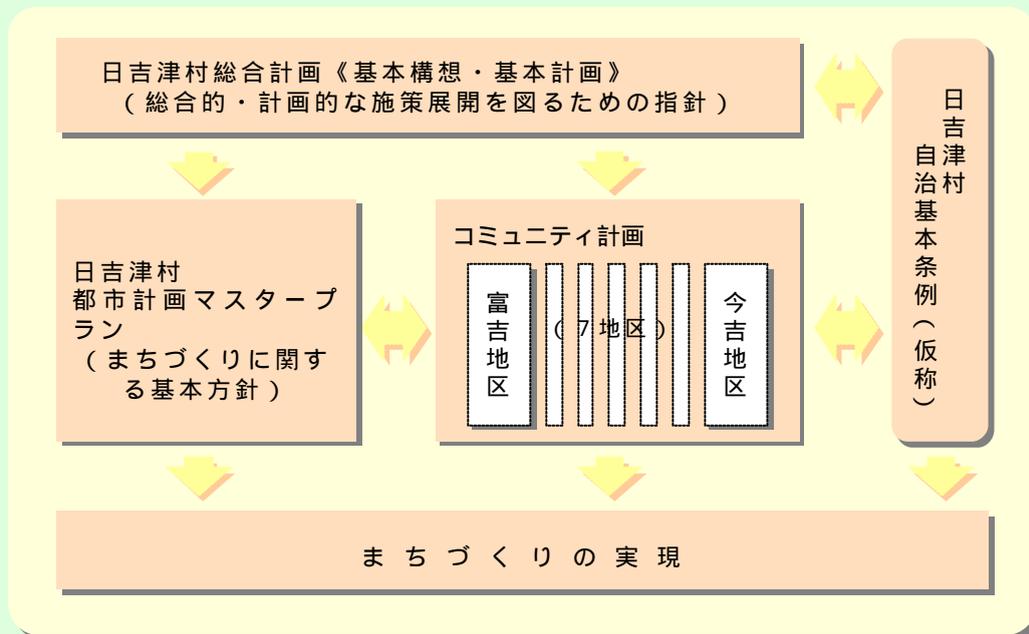
少子高齢化、地球環境問題の顕在化や地方分権化などの社会的潮流のなかで、豊かな歴史・自然環境を守りながら、誰もが安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりを住民参画・協働により進めることが求められています。

このため、村民・行政の協働により日吉津村土地利用計画を策定し、平成18年3月に改定した第5次日吉津村総合計画に反映しています。これらを受け、住民意向を反映したまちづくりの将来ビジョンを明確にし、その実現のための基本的な方向などの考え方を見直すとともに、住民参加による身近な視点からのまちづくりを進めていく取り組み方策を方向づけることを目的として改定します。

計画の位置づけ

日吉津村都市計画マスタープランは、「日吉津村総合計画」に即したもので、今後の都市計画を進める上での指針です。また、村民による主体的なまちづくりの取り組みのきっかけともなります。

日吉津村のまちづくり計画の体系は、今後策定予定である“まちづくりに関する村民と行政等の責務を明確にするなどの「自治基本条例」(仮称)”を基本にしながら、総合計画、都市計画マスタープラン及びコミュニティ計画を次のように位置づけ、まちづくり計画の実現を推進していきます。



目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な視点として概ね20年先を見据えながら、村総合計画等との調整を図るため、平成27年を目標年次として設定します。

都市づくりの目標

まちづくりの基本的方向

一人ひとりが輝き
夢はぐくむ村づくり

- 自然を活かしたまちづくり** 独特の都市構造を保全し、貴重な環境資源を受け継ぎ、人と自然とが共生するまちづくり
- 農と住の調和したまちづくり** 合理的な土地利用計画のもとに、優良農地の確保や商業機能等の非農業的土地利用の創出による「農住都市」づくり
- 快適で安心して暮らせるまちづくり** 生活の諸機能がコンパクトに集合し、誰もが不便なく、歩いて暮らせるまちづくり
- 参画と協働によるまちづくり** 「日吉津村自治基本条例」を制定し、住民・事業者・各種団体・行政の参画と協働によるまちづくり

都市構造の考え方



都市づくりの目標

都市づくりの方針（主要施策）

土地利用の方針

都市づくりの基盤となる土地利用については、長期的な視点に立って、豊かな自然環境を活かした土地利用を基本に、地域の特性を活かしつつ、総合的かつ計画的に行います。

現況土地利用の維持・保全

- 本村のまちづくりの動向から、原則として現在の市街地規模及び土地利用を維持保全し、都市機能のほどよい集積を図ります。

地域の特性に応じた良好な地区環境の育成

- 市街地については、今までに蓄積した社会資本ストックを活用しつつ、環境改善のための都市基盤整備や防災上の改善を図り、個性的な市街地を形成します。
- 国道 431 号沿道周辺地区は、農業施策等との調整を図りながら、将来的には市街化区域への編入を前提として、地区計画による計画的な市街地形成を誘導していきます。
- 集落等においては、原則として市街化を抑制しますが、地区計画の導入等による計画的な開発コントロール、生活道路等の地区施設の確保を促し、地域コミュニティの維持・活性化を促します。

自然と調和した土地利用の実現

- 本村の土地利用の特徴は、田園緑地等が市街地・集落地を取り囲み、自然的土地利用と都市的土地利用とが一体となっていることから、これらの緑地や海岸などの優良な自然環境を計画的に保全します。

自然環境の保全の方針

自然条件や土地利用状況等を踏まえてゾーンを設定し、各ゾーンの長を活かす自然環境を保全していくとともに、失われた自然の回復や新たな緑や水辺環境を創出していきます。

- 海・川等が一体となった自然環境の保全と回復
- 身近な生活環境の中での緑の活用
- 緑の再生や緑化の推進

都市景観形成の方針

景観法に基づく景観行政団体の位置づけや景観計画を策定し、住民・事業者・行政の3者により、日吉津らしさを構成する独特の都市景観を維持・継承していきます。

- 大山の麓に繰り広げられる原風景を継承するため、自然を活かした魅力ある都市景観の形成をめざします。
- 田園景観を活かし、地域の個性を尊重した風格ある景観の形成をめざします。
- 機能的な都市活動に資する市街地整備にあわせ、環境に配慮した活力のある美しい市街地景観の育成をめざします。

市街地整備の方針

市街化区域及び周辺集落地は、地域の合意形成を図りながら、骨格道路の整備や地区計画の導入による地区施設の確保により、安全で快適な市街地環境の育成に努めます。

国道沿道地区周辺及び今吉田園土地区画整理事業実施地区については、計画的土地利用を担保し、目的に応じた地区環境の保護・育成を図ります。特に、国道 431 号沿道の周辺地区については、都市圏の西の玄関口にふさわしい沿道環境を保護・育成するため、農業施策との調整を図りながら、将来的には周辺地区を含めた一帯を市街化区域に編入することを前提とし、地区計画制度の導入による計画的土地利用の誘導や地域合意型まちづくりを展開し、都市軸にふさわしいにぎわい空間や良好な沿道環境の育成に努めます。

都市防災対策の方針

日吉津村地域防災計画に基づき、避難地・避難路の確保、市街地内における危険箇所の改善の他、公共施設等の耐震化による安全性の向上、防災関連法適用の適切な運用により災害発生防止を図ります。

また、災害時の情報伝達システムの確立や住民の防災組織の育成等を進めます。

都市づくりの方針（主要施策）

交通施設の整備方針

すべての人にやさしい交通環境を実現するため、安全・快適な道路の整備・公共交通機関の利便性向上に努めます。

- 市街地内の幹線道路網の適正配置や整備、村内各地域間の連絡の円滑化を図る道路網の整備など、それぞれの道路の役割に応じて体系的、段階的な道路網の整備を図ります。
- 超高齢社会を迎え、「歩いて暮らせるまち」の実現に向けて、誰もが安心して歩いて、快適に移動できる交通環境の整備を図ります。
- 住民が利用しやすい公共交通（鉄道・バス）の機能充実を促進します。

【交通施設の整備方針図】



【公園・緑地の整備方針図】



公園・緑地の整備方針

日々の生活の中で住民の憩いの場所や自然とのふれあい、歴史風土に接する場として、身近な公園や緑地の整備に努めます。特に、美保湾、日野川を活用した親水空間の整備や、自然環境良好な緑地の活用を図り、日吉津らしい公園づくりを進めます。また、公園・緑地をレクリエーションやスポーツの場だけではなく、自然と人との共生を実現する場としていきます。

これらの公園や緑地を結ぶ水と緑のネットワークを形成し、健康増進や日吉津らしさを実感する場所として相互に連携を図っていきます。

- 身近に使える公園の確保
- 地域資源を活用した緑の拠点育成
- 緑をつなぎまちを巡る緑の軸の育成

下水道の整備方針

居住環境の改善及び海・河川などの公共用水域の水質保全に資するため整備を進めており、平成17年度末の普及率90%、水洗化率97%であり、今後は、普及率100%を目指して下水道施設の整備、普及を推進するとともに、施設の効率的な管理・運営及び下水汚泥の有効活用を進めます。

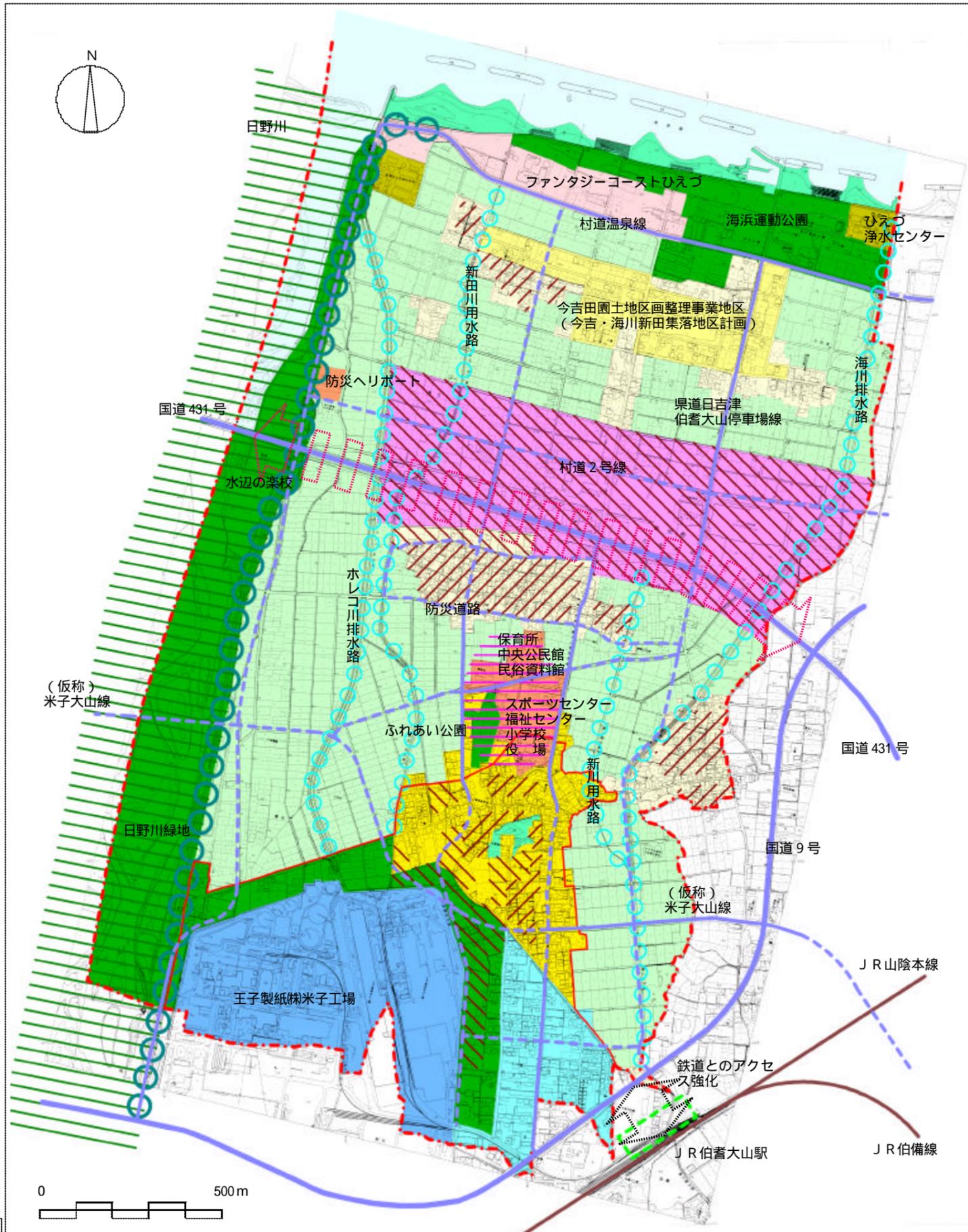
まちづくり方針図（地域別構想）

まちづくりの方針図

地域別構想は、全体構想の将来都市像や都市づくりの方針を基本に、地域の特性に応じて目指すべき将来像を明確にしていくものです。

今後策定される「コミュニティ計画」を基本として、まちづくり手法の検討、官民の役割分担などについて、住民・事業者・各種団体・行政との議論を活発化させ、より良いものに仕上げていく必要があります。

- 一般住宅地としての環境を保護・育成
- 農業施策との調整を図りながら将来的には市街化区域への編入を前提として、商業施設や沿道サービス施設等を計画的に誘導し、魅力的なにぎわい空間を保護・育成
- 工業地としての環境を保護・育成
- 住宅と軽工業施設との共存を図りつつ、市街地環境の保護・育成
- 地域コミュニティの核として、景観や環境の育成
- 地域資源を活かした福祉・レジャー機能の強化による拠点地区の育成
- ゆとりある田園住宅地の保護・育成
- 地域コミュニティの維持・活性化を図るため、既存集落及びその周辺地区において、住宅等を許容し、ゆとりある田園集落地の育成
- 地域の合意形成による優良農地の確保及び農地の多面的利用
- 市街地と一体となる自然緑地の保護・育成
- 公園及び自然を活用したふれあい空間の育成及び良好な市街地を保護する緑地の育成
- 地域を構成する緑の保護・育成
- 地域の合意形成による未利用地を活用する計画的な土地利用を誘導
- 生活道路の環境改善や広場などの整備による災害に強いまちづくりの推進
- 公共・文教機能の充実及び安全な歩行者空間やうらおい空間づくりにより、人々の集える場の育成
- 新都市軸として、地域の合意形成による良好な沿道景観やにぎわい空間の育成
- 「はげの木」の保護や植樹の他、桜、イチョウ、柳、黒松の植樹による「並木ベルト」の育成
- 水路等の環境保全・親水空間化・散策路としての活用
- 主要道路（計画含む）
- 鉄道
- 駅前広場整備（計画）
- 現行市街化区域
- 行政区域（都市計画区域）

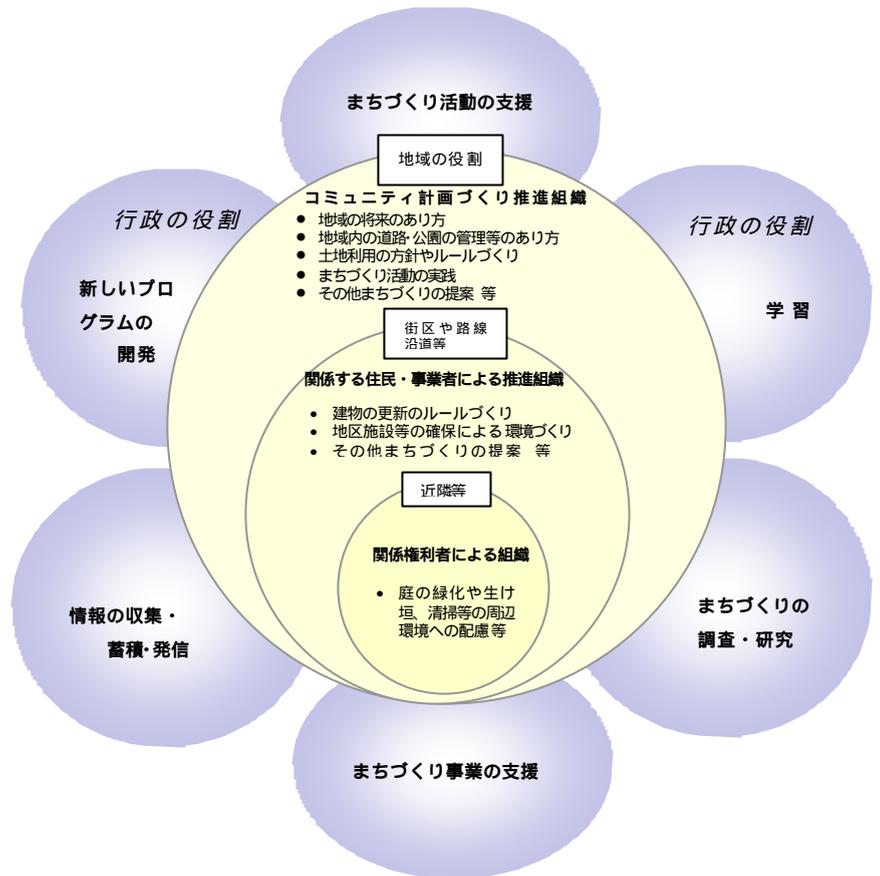


マスタープランの実現に向けて

まちづくりの推進体制づくり

村内各地域での「コミュニティ計画づくり」の他、集落地区計画によるルールの遵守や花いっぱい運動などのまちづくり活動が、各地で展開されています。これらの住民組織の連携や活動を発展させ、住民主体のまちづくりを推進するため、それらの組織化や推進システムの構築など、まちづくりの推進体制を整えていきます。

【まちづくり推進体制及び役割の考え方】



注) コミュニティ計画づくりについて

参画と協働のむらづくりをすすめるために、まず一人でも多くの村民が、地域コミュニティに関心をもち、自らの問題として見直す取り組みとして、自治会毎の「コミュニティ計画づくり」を進めています。

従来からの自治会組織は、依然重要であり、大きな役割を果たしていますが、様々な地域課題が拡大する中で、コミュニティ計画づくりを通じて、新たな参加・参画システム、人材の掘り起こしを行うことが大きなねらいです。

住民主体のまちづくりの推進

より良いまちづくりを進めていくためには、地域や地区の単位毎に、住民自らがまちづくりに取り組んでいくことが重要です。

そのため、「コミュニティ計画づくり」を通して、住民等への支援、まちづくり情報の提供、まちづくりの場づくりなど、まちづくりのための支援や条件・環境整備を充実させていきます。

都市計画マスタープランの各種施策の推進

都市計画マスタープランの個別施策の具現化に際しては、住民主体のまちづくりを推進するとともに、財政事情等を踏まえながらまちづくりを進めていきます。

また、社会経済環境や地域環境の変化などにより、都市計画マスタープランの内容に見直しの必要性が生じた場合には、住民主体のまちづくりの考え方のもとに、柔軟に見直しを行っていきます。

一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり

日吉津村 地域振興課

〒689 - 3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津 872 - 15

電話 :0859 (27) 0211 FAX :0859 (27) 0903 E-mail :hiezu@chukai.ne.jp